5　中堅教諭等資質向上研修

一〇年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとした。（第二四条関係）

二　教育職員免許法の一部改正関係

1　外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとした。（第四条第六項関係）

2　独立行政法人教職員支援機構への事務の移管

文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務（以下「認定等事務」という。）を独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとした。（第九条の三、第一六条の二及び別表第三備考関係）

3　免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合

普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとした。（別表第一、別表第二、別表第二の二及び別表第四関係）

三　独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに二の2の認定等事務を追加することとした。（第二条、第三条及び第一〇条関係）

四　施行期日等

1　文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとした。（附則第二条関係）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第三条から第一二条まで及び附則第一六条関係）

3　その他関係法律について所要の改正等を行うこととした。（附則第一三条から第一五条まで関係）

4　この法律は、平成二九年四月一日から施行するものとした。ただし、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設に係る改正規定については公布日から、独立行政法人教職員支援機構への事務の移管に係る改正規定については平成三〇年四月一日から、免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合に係る改正規定については平成三一年四月一日から施行するものとした。

◇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（法律第八八号）（法務省）

1　所属機関等に関する届出に関する規定の整備

中長期在留者であって、介護の在留資格をもって在留する者は、契約の相手方である本邦の公私の機関の名称又は所在地の変更等の事由が生じたときは、当該事由が生じた日から一四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならないこととした。（第一九条の一六第二号関係）

2　在留資格の取消しに関する規定の整備

㈠　在留資格の取消しについて定めている第二二条の四第一項第二号及び第三号の区別をなくし、同項第二号に掲げる在留資格取消事由として「前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。」と規定することとした。（第二二条の四第一項第二号関係）

㈡　法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができることとした。（第二二条の四第一項第五号関係）

㈢　法務大臣が、㈡により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、当該外国人が出国するために必要な期間を指定しないこととした。（第二二条の四第七項関係）

㈣　法務大臣は、第二二条の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国警備官に事実の調査をさせることができることとした。（第五九条の二第一項及び第六一条の三の二第二項関係）

3　退去強制事由の整備

次に掲げる外国人については、第五章に規定する手続により、本邦からの退去を強制できることとした。（第二四条第二号の三及び第四号ル関係）

㈠　2の㈡により在留資格を取り消された者（出国するために必要な期間の指定を受けた者を除く。）

㈡　本邦に在留する外国人で、他の外国人による4の㈠の(1)の行為をあおり、唆し、又は助けた者

4　罰則の整備

㈠　次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科することとした。（第七〇条第一項第二号の二及び第三号の二関係）

(1)　偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者

(2)　2の㈡により在留資格を取り消された者（出国するために必要な期間の指定を受けた者を除く。）で本邦に残留するもの

㈡　㈠の(1)の罪を犯した者について、難民であること等の証明があったときは、その刑を免除することとした。（第七〇条の二関係）

㈢　営利の目的で㈠の(1)の行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第七四条の六関係）

5　別表第一の整備

介護の項を加え、介護の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として、「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」と規定することとした。（別表第一の二の表関係）

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（法律第八九号）（法務省・厚生労働省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国又は労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律における「技能実習」、「技能実習生」等を定義することとした。（第二条関係）

㈢　基本理念、責務及び基本方針

技能実習に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、主務大臣は基本方針を定めなければならないこととした。（第三条～第七条関係）